

## 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会

共同代表 浅石 純爾  
阿部 一久  
奥村 榮  
古村 一雄  
平野 了三

## 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める

## 要 請 書

## &lt;要請趣旨&gt;

青森県六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）一時貯蔵施設における貯蔵期間は30年から50年であり、初搬入の1995年から、すでに27年が過ぎました。最終処分場操業までに30年必要とされるにもかかわらず、最終処分地の候補地すら決まっていません。再処理工場が動き出せば、高レベル放射性廃棄物は増える一方です。このままでは青森県が最終処分地となる不安がますます高まります。

青森県を最終処分地としないことは、県民の総意です。このことを内外に明確に示し、青森県を最終処分地としないための条例を制定する必要があります。

よって、青森県知事に要請するものであります。

なお、同趣旨請願書を青森県議会議長に署名者数 42,427 筆分の署名簿を添えて請願することを申し添えます。

## &lt;要請事項&gt;

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を制定すること

(資料を添付します。)

・「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願書

・署名者数

・「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」（案）

資料（1）条例提案の理由と経緯

資料（2）全国の放射性廃棄物持ち込み拒否条例制定一覧

(要請団体) 住 所 青森県八戸市根城9丁目19-9

TEL・FAX 0178-47-2321

これらの工場が稼働すると、高レベル廃棄物が増大の一途を辿ることになるが最終処分地の選定に難航しており、これら廃棄物が青森県から搬出される保証はなく、前述のように、なし崩し的に最終処分地にされる危険性は大きい。そうならないために、私たちは、使用済燃料の発生源である原子力発電所を廃炉に、また、再処理工場などを廃止して高レベル廃棄物の発生源を断たなければならない。県民が最終処分地拒否の意思を明確に示す本条例を制定する必要がある。

⑤ 他県に処分地が選定されなければ、ガラス固化体が既に貯蔵され、六ヶ所再処理工場で今後製造が計画されている本県が、地理的、経済的、政策的理由で最終処分地に選定される可能性が極めて高く、本県を最終処分地としない担保は早急に必要である。

⑥ その担保は、国政、県政の各々の場に必要である。核燃立地受入れ以降の歴代の知事は、国との間で「青森県を最終処分地にしない」旨の確約をしてきた。これを理由に本条例制定は必要ないとの反論が予想されるが、この確約には「知事の同意が無しには最終処分地にしない」という条件がついており、知事が県民の意思を無視して同意する余地が残っている。本条例はこのような知事の専横に対する歯止めとなる。

よって、国政の場においては、県は国に対して法律をもって、「青森県を最終処分地にせず、一時貯蔵管理期間を30年から50年とし、遅くとも2045年4月までに全ガラス固化体の搬出をさせる」旨の立法措置を求め、国に約束させるべきである。

県政の場においては、県政の最高法令である条例により「最終処分地としないこと」を明確にするべきである。

このことによって、切実な県民の声を明確に表すことで、県民から信頼される放射性廃棄物対策の早期実現が期待できる。

## 3) 条例必要の背景

① 福島原発事故後に、福島県内10基全ての原発廃炉が決まり、原発に代わる地域振興策が展開され、国も原発廃炉など、環境変化に対応した地域振興策に自治体と一緒に取り組みに着手し、原子力施設の操業、運転停止の不安は一定程度解消された。

② 原子力発電に代わり、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーが拡大普及し、他方原発、再処理は安全性確保と放射性廃棄物処分という困難な課題を抱え、その依存度は国際的、国内的にも低下し、国の原子力政策は転換のきざしを見せはじめつつある。

③ 青森県は、海外再処理にかかる高レベル廃棄物だけでなく、海外委託再処理起源の海外返還低レベル放射性廃棄物も一時貯蔵することを表明し、今後、同廃棄物の最終処分地の確保が必要となるが、これも「処分地」が確保できなければ本県がなし崩し的に最終処分地になる不安、懸念が高まっている。

④ 東日本大震災による福島原発事故を契機に原発廃止が続出し、それによって発生する廃炉廃棄物の処分計画は全く進んでいない。

本県では既に低レベル放射性廃棄物埋設事業が進められ、1984年7月、核燃料サ

[2]

## (6) 本県のイメージアップと北海道、北東北の発展

① 条例の制定は青森県が「安全、安心」を目指し努力していることを県内外に明確に発信することになり、世界文化遺産登録をめざしている青森県のイメージアップにもつながる。

② 高レベル放射性廃棄物深層処分のための研究施設のある北海道と幌延町が拒否条例を制定していることから、同廃棄物の貯蔵、製造施設のある本県も条例を制定し、本県の「安全、安心の青森県」をアピールすべきである。

③ 世界自然遺産に登録されている知床半島が位置する北海道は「特定放射性廃棄物受け入れ拒否」条例と鹿児島県の旧屋久町と旧上屋久町は「放射性物質持ち込み拒否」条例を、和歌山県白浜町が「核物質持ち込み拒否」条例をそれぞれ制定していることから、白神山地のある本県も同様の条例を制定し、「安全、安心の青森県」をアピールすべきである。

④ 世界文化遺産登録は北海道及び北東北（秋田、岩手、青森）の4道県が連携協力してその実現を目指し、今後の地域振興に活かそうとしていることから、条例制定は4道県の更なるイメージアップと発展につながる。

## 2、これまでの核燃料サイクル事業の主な動きと経緯

1984年7月	青森県が電気事業連合会から、核燃料サイクル計画立地要請があった時に、多くの県民から施設の危険性と併せて、青森県が「核のゴミ捨て場」になるとの不安が高く、計画に対する反対の声が多くあった。
1984年4月9日	北村県知事は計画受け入れを決定し、併せて、再処理工場から発生する高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の最終処分場については、本県で受け入れる考えが全くないことを証明した。
1994年11月19日	田中真紀子科学技術庁長官から、北村県知事に「処分予定地の選定は、地元の了承なしに行われるこではない」旨の回答文書が提出された。
1995年4月25日	田中真紀子科学技術庁長官から、木村県知事に「知事の了承なくして青森県を最終処分地にしない」旨の回答文書が提出された。 (同年4月26日にフランスからの高レベル放射性廃棄物が六ヶ所に搬入、貯蔵が始まった。)
1998年3月13日	橋本総理大臣は「最終処分については、知事の要請に応えるよう政府一体としての一層の取り組みの強化を図る」旨の（関係大臣等四者による合意）文書を木村知事と確認した。
1998年7月	再処理工場で再処理困難な時は使用済核燃料の施設外搬出を明記
2000年5月31日	「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が成立し、処分地選定については知事及び市長の意見を十分尊重しなければならないことが規定された。
2000年9月	高レベル放射性廃棄物閣議決定（基本方針、30年～50年程貯蔵）
2001年7月	六ヶ所低レベル次期埋設設備調査開始（2006年9月結果公表）

[4]

## 1、提案理由

## (1) 拒否する県民の意思を明確に

- ① 青森県民、青森県議会議員から最終処分地受け入れを拒否する明確な意思表示がないことから、「拒否」するとの県民の総意を形として明確に表すことが今必要であり、それは県議会議決による条例である。
- ② 国からの歴代知事に対する回答文書では、「知事が了解」すれば、青森県を最終処分地とすることができる内容となっているから、県民及び県議会の意思が反映されないおそれがある。そのため条例制定により県民と県議会との意思を明確にするものである。

## (2) 条例制定と法的措置の必要性

- ① 平成6年（1994年）12月26日、青森県、六ヶ所村と日本原燃との間で、電気事業連合会立会の下に、海外返還廃棄物（ガラス固化体）の貯蔵（管理）施設に係る基本協定が締結され、その貯蔵期間は受け入れ日から30年から50年間とし、期間終了時点でこれを搬出すると定めた。

また国は、平成12年9月の閣議決定で一時貯蔵期間を30年から50年間程度とし、国（NUMO）の説明では、最終処分の工程は文献調査に2年、概要調査に4年、精密調査に14年、建設に10年必要とし、合計で30年程度の期間が必要とされている。

- ② 施設への第1回目の搬入は1995年4月26日であったことから、この分の搬出期限は2025年もしくは2045年4月25日となり、残り期間は3年ないし23年しかない。

しかし、国の最終処分地選定手順に鑑みると、上記のとおり処分地建設に30年程度かかるにもかかわらず、候補地での概要調査さえも終了しておらず、上記搬出期限を厳守することは物理的に不可能な状況にある。

また、地層処分の技術的開発は確立しておらず、国の取り組みは大幅に遅れている。

- ③ 更に六ヶ所再処理工場でガラス固化体の製造が始まったが搬出期限は全く未定である。このままでは、「青森県がなし崩し的に高レベル放射性廃棄物の最終処分地にされる」との不安がますます高くなり、県民の不安を解消する担保が必要となっている。

④ 県内には、最終処分の対象となるガラス固化体やTRU廃棄物などの高レベル廃棄物の発生源である六ヶ所再処理工場やMOX燃料加工工場が立地している。

[1]

イクル立地要請内容に、原発解体廃棄物の記述もあることから、廃炉廃棄物も本県で処分される不安、懸念が高まっている。ここで高レベル廃棄物と併せて廃炉廃棄物の最終処分地拒否の県民の強い意思を明確にする必要がある。

- ⑤ 福島原発事故後、特に原子力政策に対する国民の不信、不安は高まり、核施設、核物質持ち込み禁止条例制定自治体が増え、本県でも明確な意思表示が必要である。

- ⑥ 最終処分場は、事業期間が50年以上、地下300メートルより以深に総延長200～300キロメートルの坑道を建設し、ガラス固化体4万本以上を埋設し、数万年以上も人間社会から隔離して、安全を確保しなければならない施設である。

また、ガラス固化体と同一場所に地層処分することの是非について自治体や住民に対して十分な説明がなされず理解を得られていないばかりか、国の安全基準にかかる法規制の整備も不十分である。

- ⑦ 福島県内の除染土中間貯蔵施設では「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に国の責務として「貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するための必要な措置」を講ずることを明記しており、本県でも同様の法的措置は可能である。

## (4) 条例と国の回答文書の相違点

- ① 条例は、地方公共団体の権能として、県民の信託を受けた知事と県議会によって、県政の最高議決機関である県議会において議決されて、その効力を発する。県政で最も権威のあるかつ最高の規範である。

- ② 一方、国から歴代知事に対する回答文書（確約書）は、県民の関与及び県議会の議決を得ることなく、協定書及び契約書等の性質を有するものでもない。逆に言えば国の一行政長から知事に対する回答文書であり、国の一行政長と知事の意思で変更可能な性格のものである。即ち「確約」を変更して青森県を最終処分地にできるのである。

## (5) 条例の国の回答文書に対する優位性

- ① 県政の担保として、県議会が議決する条例が最も有効で、県民にもわかりやすく、国政にも県民の総意として明確に発信され、県民の不安が高まっている今日、本条例の制定は喫緊にして必要不可欠である。

- ② 条例は知事、県議会、県民の総意として法的に明確化されたもので、今後の県政にも拘束力と影響力を持ち、歴代知事の回答文書や知事の議会等での言動よりもはるかに重い。

- ③ 仮に知事が最終処分地を受け入れようとするなら、条例改正等に県議会の同意が必要となる。条例制定は、国の回答文書と異なり、県議会と県民の意思反映が保証され、県民参加の県政進展にも寄与するものである。

- ④ 条例を制定すれば本県知事が、国担当大臣が変わる度に国に確認に行く必要は無くなり、国と地方自治体である青森県が対等であることを明確にできる。

[3]

2002年4月	最終処分地選定作業を開始したにもかかわらず、説教検討の声は上がっても該当地域住民及び該当県知事等から反対の意見が表明され、候補地は1件もなく、国の選定スケジュールが数年延期される方針が2008年1月決まった。
2005年5月	六ヶ所MOX加工場立地協定
2005年7月	むつ中間貯蔵施設立地協定
2007年4月	高知県東洋町長リコール成立と拒否条例制定
2007年11月	六ヶ所再処理工場アクティビティ試験第4ステップで高レベル放射性廃棄物の製造が始まったにもかかわらず、同年12月末に製造工程にトラブルが発生し、製造停止となっている。
2008年3月	高レベル放射性廃棄物閣議決定（平成40年代後半目途に最終処分開始）
2010年7月	海外返還低レベル廃棄物六ヶ所搬入受諾、地層処分しない国との確約
2011年3月	東日本大震災、福島原発事故
2012年1月	民主党勉強会、核燃サイクル凍結提言案
2012年1月	三村知事、原子力大綱策定会議で確約、覚書説明
2012年9月6日	民主党エネルギー戦略案にもんじゅ廃止、再処理解決着手
2012年9月6日	三村知事、細野大臣と面談後に記者に覚書説明
2012年9月7日	六ヶ所村議会（再処理不可で使用済核燃料村外搬出等）意見書可決
2012年9月14日	民主党、再処理継続、原発再稼働容認の新戦略発表
2015年5月	高レベル放射性廃棄物閣議決定（基本方針、スケジュールなし）
2015年10月	もんじゅ廃止決定（関係閣僚会議）